

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月28日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	03-3593-6113
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	アムンディ・ダブルウォッチ ジャパンシフト
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月28日付にて臨時報告書を提出いたしましたので、2019年12月17日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます）の記載事項の一部に下記の通り訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

繰上償還の手続き開始に伴う訂正を行います。

2. 【訂正事項】

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

<更新・訂正後>に記載されている内容は原届出書に更新されます。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2019年12月18日から2020年6月17日まで

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、お申込みできません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

<訂正後>

2019年12月18日から2020年6月17日まで

ただし、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、お申込みできません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を2020年4月3日までとし、2020年5月13日に信託を終了する予定です。詳細につきましては、後記「(12)その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」をご確認ください。

(12)【その他】

<訂正前>

(略)

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

<訂正後>

(略)

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

追加的記載事項

「アムンディ・ダブルウォッチ ジャパンシフト」 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

ファンドの純資産総額が、投資信託約款に定める信託契約の解約の基準である30億円を下回る水準が続いており、運用の基本方針に沿った運用の継続が困難な状況となっております。このため、信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であると判断し、法令に基づき、2020年3月2日時点の受益者（2020年2月28日以降の取得申込および2020年2月27日以前の解約申込の方は対象外となります。）を対象に、以下の日程で信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きを行います。

本決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成を得た場合、ファンドは繰上償還となります。なお、本決議による賛成を得られなかった場合は、繰上償還いたしません。この場合、投資信託契約を継続する旨を、2020年3月2日時点の受益者の皆さまにお知らせいたします。

当該書面決議の結果（繰上償還の可否）につきましては、2020年3月27日に委託会社のホームページ（<https://www.amundi.co.jp>）にてお知らせいたします。

信託終了（繰上償還）にかかる書面決議の手続きおよび日程

議決権行使期間	2020年3月2日～2020年3月26日
書面決議の日	2020年3月27日
信託終了（繰上償還）予定日	2020年5月13日

留意事項

ファンドの繰上償還が決定された場合は、本書「第一部 証券情報（7）申込期間」および「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（3）信託期間」が以下の通り変更されます。

申込期間	2019年12月18日から2020年4月3日までとします。
信託期間	2020年5月13日までとします。（設定日：2016年10月5日）

この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン
 電話 0120-202-900（フリーダイヤル）（委託会社の営業日の9:00～17:00）

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断
いただきますようお願い申し上げます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

投資信託契約締結日から2023年9月14日までとします。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

投資信託契約締結日から2023年9月14日までとします。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、信託期間を2020年5月13日までとします。詳細につきましては、前記「第一部 証券情報（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」をご確認ください。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。